

江東区の財政

～家計で考える江東区の財政状況～



小名木川クローバー橋

<目 次>

	ページ
1 収入と支出・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
・歳入と歳出の状況	
2 預貯金（基金）と借金（起債）・・・・・・・・	5
・基金と起債の状況	
3 家計の健全性・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
・健全化判断比率	
・経常収支比率	
・公債費比率	
4 今後の家計と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	11
・人口増加に伴う公共施設整備など行政需要増加への対応	
・増加する扶助費への対応	
・法人住民税法人税割一部国税化の影響など、歳入環境の変化	
・今後の基金・起債残高	

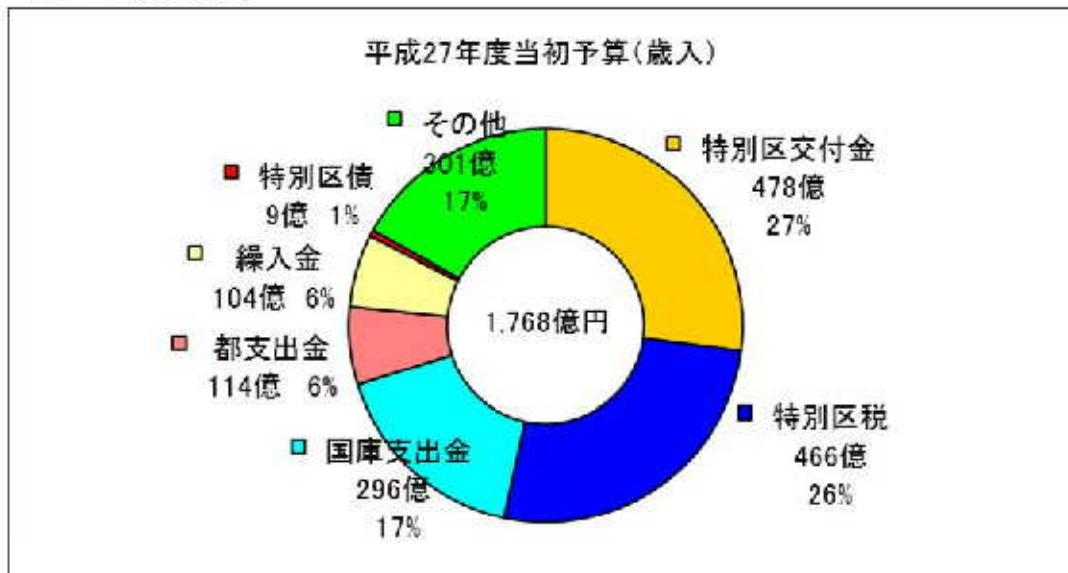
※ 計数については、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数調整を行っていないため、合計が一致しない場合がある。

※ 特に断り書きがない場合、本資料における数値は、「江東区長期計画（後期）」の財政計画を元に作成しているため、平成25年度までは決算額、26年度は最終補正後予算額、27年度以降はフレーム額（計画額）となっている。

1 収入と支出

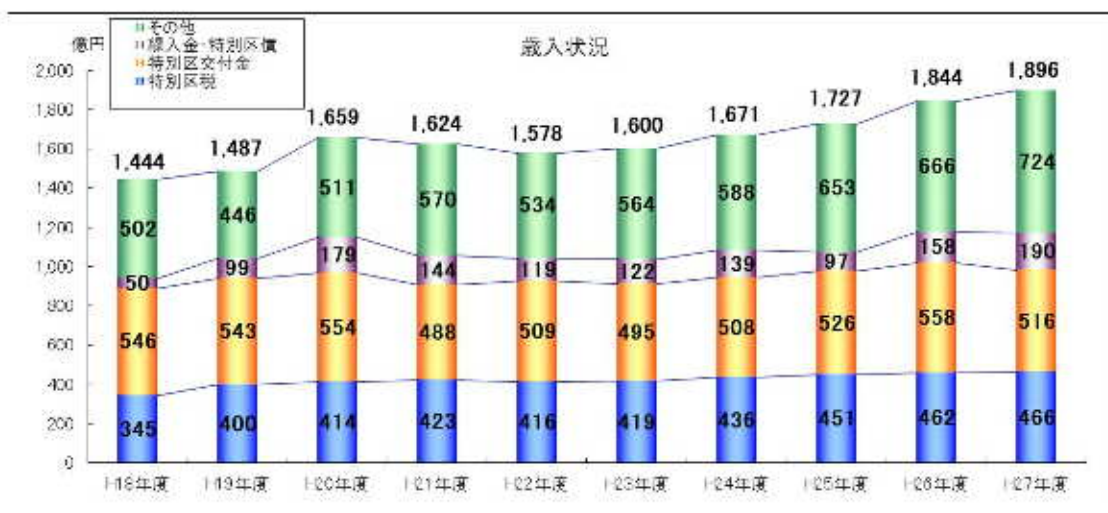
(1) 収入（歳入）

【27年度当初】



- ・特別区税：特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税
- ・特別区交付金：都区財調制度に基づき交付されるもの
- ・国庫支出金：国から交付されるもの（負担金、補助金、委託金）
- ・都支出金：都から交付されるもの（負担金、補助金、委託金）
- ・繰入金：預貯金（基金）から繰り入れるもの
- ・特別区債：学校改築や道路整備などのための借金（地方債）

【歳入の推移】



① 歳入の内訳

- ・特別区税と特別区交付金の占める割合が50%を超える。

② 歳入の推移

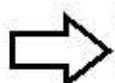
- ・特別区税や特別区交付金は横ばいの状況が続いたが、直近では景気回復の影響により増加の兆しが見られる。

【特別区交付金について】

「都区財政調整制度」に基づく交付金。

本来は市（区）の財源である「固定資産税」、「市町村民税法人分」、「特別土地保有税」の3つの税（調整税）を、東京都が都税として徴収し、その収入を東京都（45%）と特別区（55%）に配分する制度。

特別区では、本来は市が行うべき上下水道、消防等の事務を東京都が広域かつ一体的に実施しているため、応分の財源を確保する必要がある。また、地価が高く企業が集積する都心区に税源が偏り、23区間で収入格差による行政サービスの差が生じないようにする必要がある。



① 東京都と特別区 ② 特別区間の財源調整

【歳入のポイント】

① 景気動向に左右される

区の歳入の根幹を成す特別区税、特別区交付金は景気動向に大きく左右されるため、財政構造は極めて不安定なものである。

リーマンショック時のような景気の急激な悪化により、収入が大きく落ち込む可能性があり、中長期的な見通しを立てづらい。

② 自主財源率が低い

区の歳入は特別区交付金、国・都支出金などの他に依存する財源（依存財源）が多く、特別区税をはじめとする自主財源率は40%程度で推移している。

財政の自立性と安定性の意味で自主財源率が高いことが望まれるため、行財政改革の観点からも、区の経営努力により特別区税の収納率向上、新たな歳入の確保など対策を講じていく必要がある。

③ 税制変更の影響

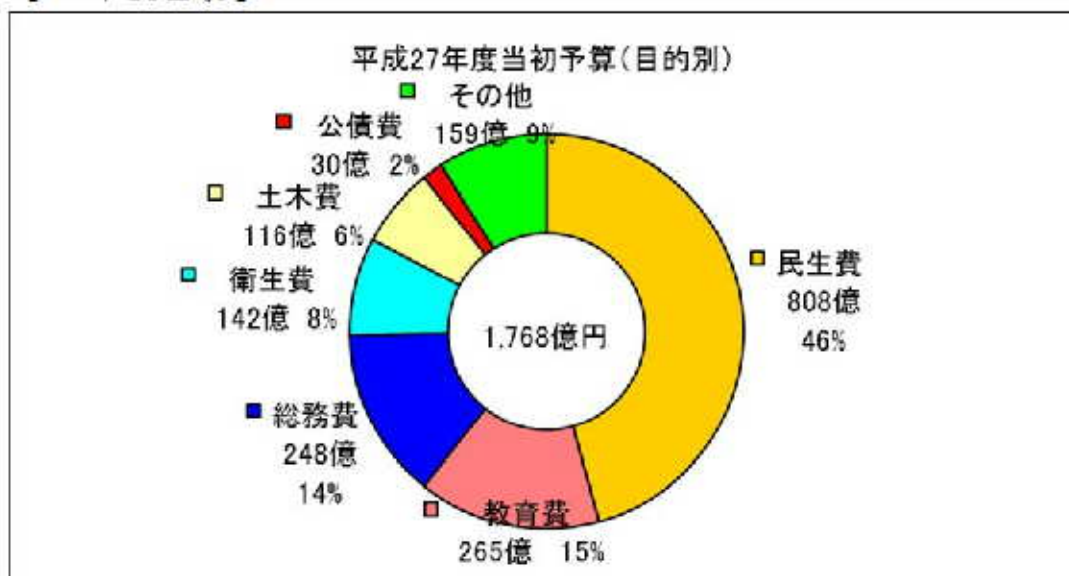
区の歳入は特別区税、特別区交付金に加え、地方消費税交付金など税連動のものが多く、税制改正の影響を受けやすい構造である。

なお、特別区交付金の原資である法人税について、国による自治体間の税源偏在是正議論が活発化しており、近年の重要な懸案事項となっている（後述）。

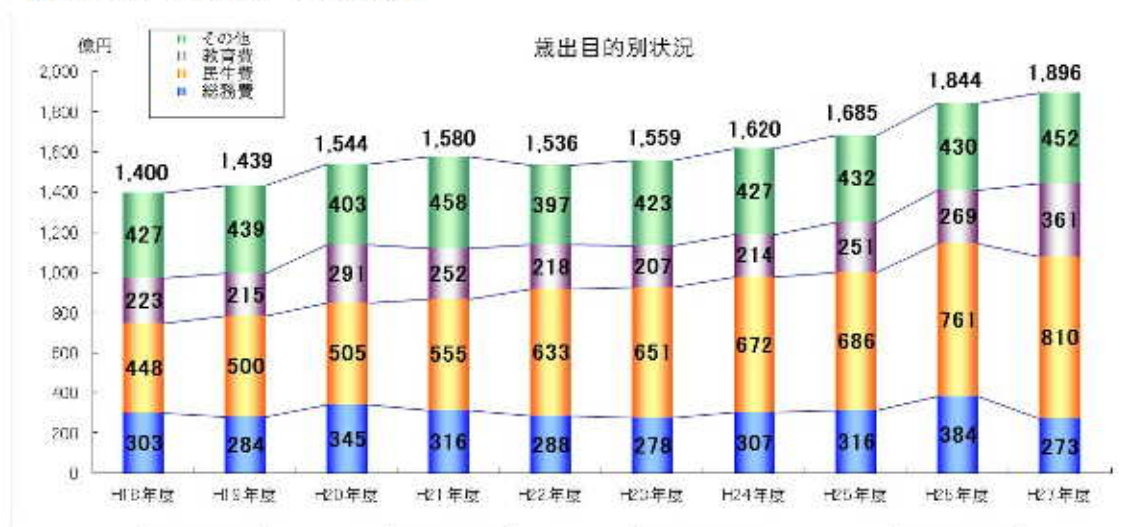
(2) 支出（歳出）

① 目的別（款別）の内訳と推移

【27年度当初】



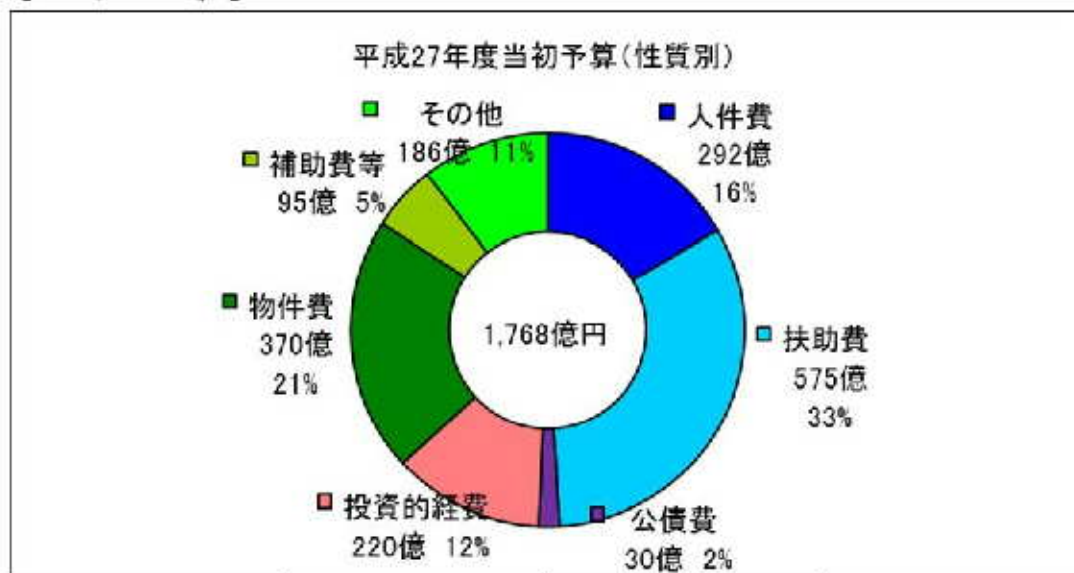
【目的別（款別）の推移】



※ 民生費、教育費、総務費の割合が高い。近年は高齢化の進展、人口増などに伴う社会保障関係費の伸びや、学校の収容対策により、民生費及び教育費の増加が顕著となっている。

②性質別の内訳と推移

【27年度当初】



①人件費：職員の給与のほか、議員・各種委員の報酬などの経費

②扶助費：生活保護や児童・高齢者対策など社会保障経費

③公債費：地方債（借金）を返済する経費

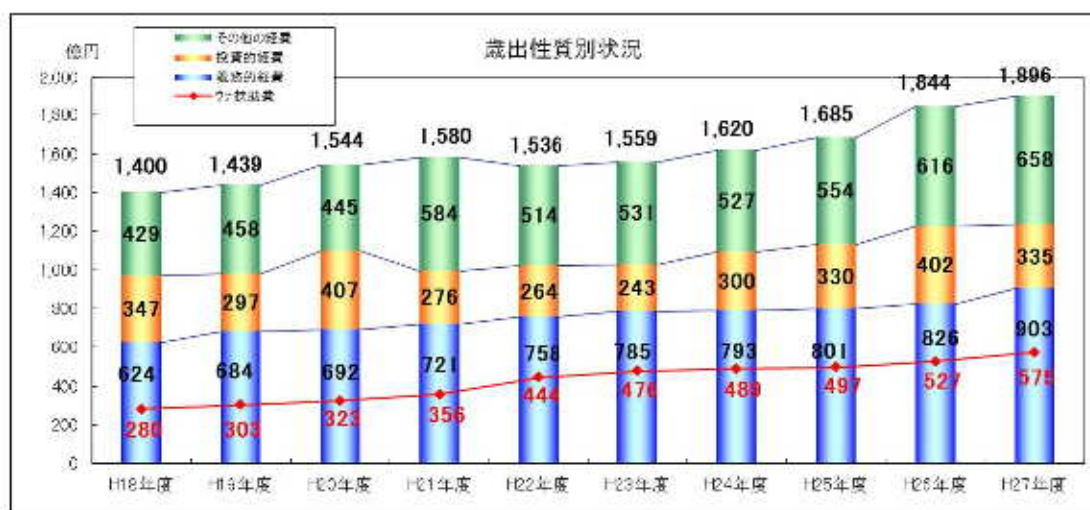
※①～③は義務的経費

④投資的経費：建物の整備など建設事業の経費

⑤物件費：賃金や委託料、備品購入費など消費的性質の経費

⑥補助費等：各種団体等へ対する負担金や補助金等の経費

【性質別の推移】



※区の喫緊の課題である待機児童対策などに係る子育て関連経費や生活保護費の増加により、義務的経費(特に扶助費)の伸びが大きい。

※投資的経費(道路、公園、学校等整備費)は概ね横ばいで推移してきたが、近年は人口増に伴う公共施設整備需要の高まりにより増加傾向にある。

2 預貯金（基金）と借金（起債）

区では、預貯金にあたる部分を基金、借金にあたる部分を起債と言う。

【基金の役割】

①特定の目的のための積立て

⇒新庁舎を建設するため、借金を返済するため、オリンピック・パラリンピック関連事業に活用するため、などの目的

②年度間の財源調整

⇒歳入が十分確保できない場合、基金を取り崩して歳入を補填

【起債の役割】

①住民負担の世代間の公平化

⇒学校や公園整備など長期的に使い続ける施設の負担公平化

②財政負担の平準化

⇒臨時に多額の経費が必要な場合、長期に渡り徐々に返済



	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
基金現在高	338	345	374	446	610	664	754	679	696	691	705	759	786	753
起債現在高	434	407	399	366	353	303	311	259	264	276	295	291	296	353
基金－起債	▲ 96	▲ 62	▲ 25	80	257	361	443	420	432	415	410	468	490	400

※基金現在高は一般会計における特定の目的基金の計

⇒17年度に行財政改革の推進や人口増、景気回復を背景とした特別区税収入の伸びなどから、基金が起債を逆転した。

⇒その後、20年度までに基金と起債の差が大きく拡大した。

⇒近年は人口増に伴う公共施設の整備・改築需要等により、基金と起債の活用が共に増加傾向である。

なお、基金と起債残高の差は概ね横ばいで推移している。

【基金残高の状況】

(単位：千円)

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
特 定 目 的 基 金	財 政 調 整 基 金	25,272,787	27,049,604	29,323,662	29,706,324	29,777,795	29,091,848
	減 價 基 金	3,975,907	4,433,934	5,147,867	5,701,173	5,300,989	5,166,486
	公 共 施 設 建 設 基 金	23,339,724	20,225,470	19,043,730	24,452,211	23,608,934	22,321,492
	防 災 基 金	3,720,585	5,201,879	4,587,055	4,255,492	4,075,602	3,708,086
	学 校 施 設 改 修 等 基 金	9,649,377	5,645,455	5,152,302	6,825,775	9,351,510	7,783,622
	文化・スポーツ振興基金	3,915	3,917	3,202	3,203	3,204	2,251
	東京オリンピック・パラリンピック基金	—	—	—	—	—	251,006
	みどり・環境化対策基金	95,242	141,797	166,955	152,499	170,147	220,667
	エコ・リサイクル基金	1,139,662	1,325,155	1,457,403	1,505,515	1,515,341	1,390,104
	地下鉄8号線建設基金	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	2,500,000	3,000,000
	区営住宅整備基金	1,026,057	1,032,756	1,140,142	1,250,917	1,318,359	1,321,645
	介護給付費準備基金	1,552,254	1,235,417	1,457,553	1,560,703	1,505,510	1,703,007
	介護従事者処遇改善臨時特例基金	92,155	—	—	—	—	—
計	71,400,679	70,295,425	71,950,301	77,737,113	80,425,694	76,970,197	
定 額 運 用 基 金	用 地 取 得 基 金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
	中 小 企 業 融 資 基 金	4,200,000	4,200,000	4,200,000	4,200,000	4,200,000	4,200,000
	国民健康保険前払金	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
	国民健康保険後払金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	高額介護サービス費等貸付基金	20,000	—	—	—	—	—
	私立保育所施設整備基金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	住宅修繕資金融資基金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	用品調達基金	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	公共料金支払基金	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
	私立高等学校等入学資金融資基金	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	—
	私立幼稚園施設整備資金融資基金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	計	10,957,000	10,947,000	10,947,000	10,947,000	10,947,000	10,905,000
合 計	82,357,679	81,242,425	82,897,301	88,684,113	91,372,694	87,875,197	

【起債残高の状況】

(借入先別)

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
政 府 資 金	19,256,531	18,595,603	19,012,395	18,955,555	19,957,570	25,535,573
地方公共団体金融機構資金	140,000	743,000	1,603,000	2,052,000	2,433,533	2,751,532
市 場 公 募	500,000	1,300,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	1,500,000
共 済 等	1,591,700	2,053,775	2,375,725	2,154,575	1,572,625	1,522,700
銀行等引受資金	2,571,000	3,354,000	3,354,000	3,045,000	2,505,000	2,490,000
区市町村振興基金	2,005,550	1,534,139	1,052,757	705,455	452,919	270,529
東 京 都	0	7,500	10,500	10,500	14,000	17,200
合 計	25,364,891	27,513,117	29,518,658	29,075,795	29,545,947	35,287,994

(利率別)

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
無利子	0	7,500	10,500	10,500	14,000	17,200
0.1～0.9%	2,324,401	3,553,390	4,555,593	4,555,017	4,305,577	3,459,505
1.0～1.9%	15,525,051	17,432,191	15,955,575	19,252,514	15,505,514	15,197,542
2.0～2.9%	5,719,507	5,354,733	5,002,475	4,532,551	5,335,190	13,420,542
3.0～3.9%	937,971	797,939	553,145	503,273	345,195	137,734
4.0～4.9%	451,559	255,909	71,151	9,335	7,152	4,571
5.0～5.9%	55,955	0	0	0	0	0
6.0～6.9%	234,155	155,305	135,335	51,077	23,315	0
合 計	25,364,891	27,513,117	29,518,658	29,075,795	29,545,947	35,287,994

3 家計の健全性

(1) 健全化判断比率

【1】概要

「財政健全化法」に基づき、自治体は財政状況を客観的に示す、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率を公表しなければならない。

【2】法制定の経緯

18年6月 夕張市財政破綻

19年6月 財政健全化法公布

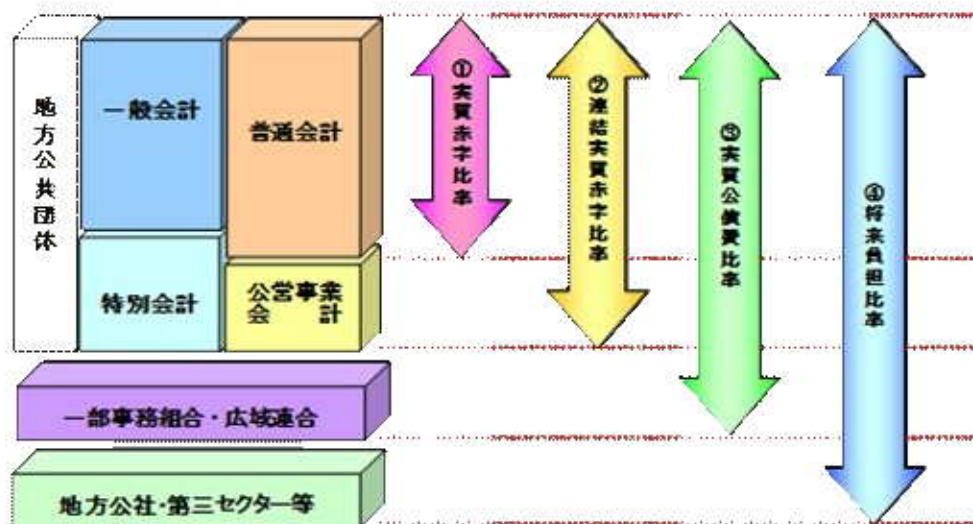
20年4月 同法施行（19年度決算の健全化判断比率を公表）

※同法制定以前に「旧再建法」があったが、早期是正を図る機能がなかったことや、外郭団体が考慮されていないなどの問題があり、財政健全化法が制定された経緯がある。

【3】各種判断比率

健全化判断比率の対象について

健全化判断比率の算定にあたっては、一般会計だけでなく、区の財政運営に影響を及ぼす公営事業会計、一部事務組合及び地方公社等の財政負担なども対象となる。



- ①一般会計等の赤字の程度によって、財政運営の深刻度を示す指標
- ②すべての会計の赤字の程度によって、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示す指標
- ③借入金の返済額及びこれに準じる額の程度によって、資金繰りの危険度を示す指標
- ④将来負担すべき実質的な負債等の程度によって、将来の財政負担の大きさを示す指標

【財政の早期健全化基準】



③実質公債費比率を家計に例えると、家や車のローンなど年間の返済額（公債費）が年収の25%以上になった場合、早期に見直すように危険信号（早期健全化基準）が示される。

④将来負担比率を家計に例えると、家や車のローンなどこれから返済しなければならない返済総額が、年収の3.5倍以上になった場合、ローン返済などに追われ危険な状況となる。

【早期健全化段階（早期健全化団体）】

○自主的な改善努力による財政健全化

- ①財政健全化計画を議会の議決を経て策定、外部監査要求義務付け
- ②実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ③早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

【再生段階（再生団体）】

○国等の関与による確実な再生

- ①財政再生計画を議会の議決を経て策定、外部監査要求義務付け
- ②財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることが可能
- ※同意なしの場合は、災害復旧事業等を除いた地方債の発行制限
- ③財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣が予算の変更等を勧告

【25年度決算】

（単位：%）

指 標	平成25年度	説 明
①実質赤字比率	—	・当該年度の赤字割合（一般会計） ⇒一般会計で赤字がないため、「—」表示
②連結実質赤字比率	—	・当該年度の赤字割合（全会計） ⇒全会計で赤字がないため、「—」表示
③実質公債費比率	▲4.0	・地方債の返済額（公債費）の割合 ⇒地方債の元利償還金等が少ないため、「▲」表示
④将来負担比率	—	・将来の負担が見込まれる負債（借金）の割合 ⇒将来負担額よりも充当可能基金等が上回っているため、「—」表示

④江東区の財政状況は4つの財政指標において、いずれも早期健全化基準を大きく下回り、全て「健全段階」にある。

(2) 経常収支比率

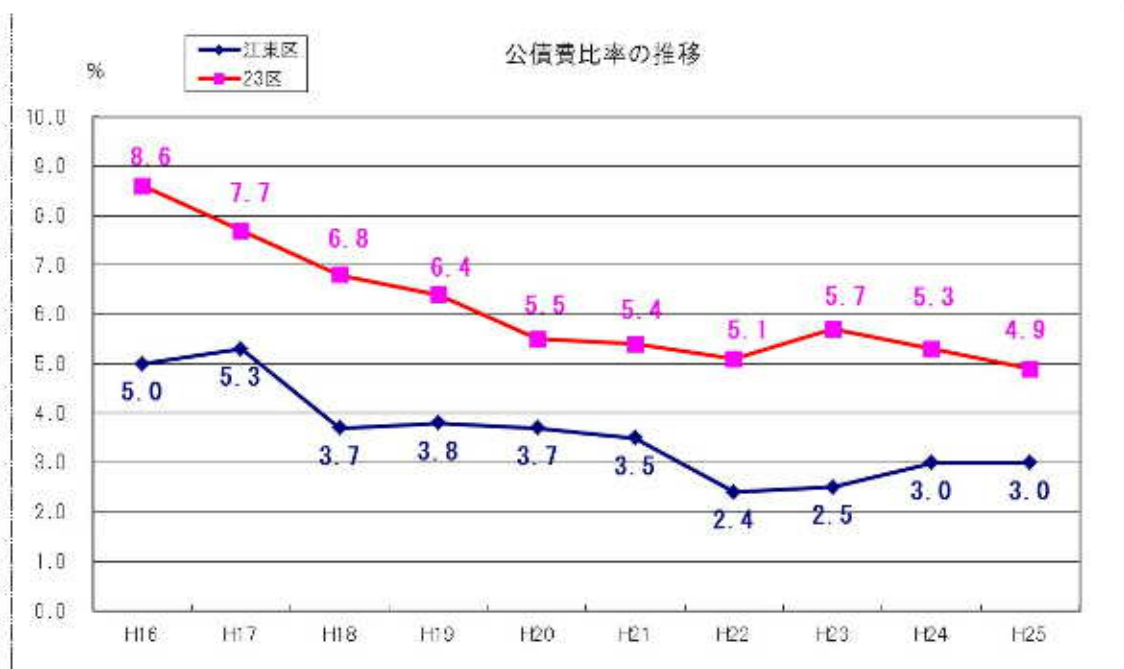


※適正水準は70～80%とされており、リーマンショック後の景気悪化により21年度以降は超過となっているが、直近では改善の傾向が見られる。

※23区平均より低い水準で推移している。

なお、全国市町村平均は90.2%(25年度決算)である。

(3) 公債費比率



※概ね減少傾向にあり、23区平均より低い水準で推移している。

※全国市町村平均は15.7%(25年度決算)である。

※今後、人口増に伴う公共施設整備などを計画的に進めるため、起債の活用が想定され、後年度負担を十分に考慮する必要がある。

【経常収支比率について】

自治体の財政状況を判断するための代表的な指標であり、人件費や公債費などの経常的に支出される経費に対して、特別区税をはじめとする経常的に収入される一般財源をどの程度充当しているかを示す。

《計算式》

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常的一般財源収入の総額}} \times 100$$

家計で例えると、毎月の給料を家賃や食費など毎月かかる経費にどの程度充てているかということになる。

この値が大きくなるほど、新たな行政需要や臨時的経費に対応することが難しいことを意味し、財政状況が硬直化している状態と言える。

【公債費比率について】

起債の償還経費である公債費に充当された一般財源の標準財政規模に占める割合。

《計算式》

$$\frac{\text{公債費充当一般財源等（※１）}}{\text{標準財政規模（※２）}} \times 100$$

※１：繰り上げ償還額及び転貸債償還額を除く

※２：特別区税や特別区交付金など、使い道が特定されていない一般財源ベースで計算される自治体の標準的な財政規模

家計で例えると、毎月の給料のうち、どの程度の割合をローンなどの返済に充てているかということになる。

この値が大きくなるほど、義務的経費である公債費が財政を圧迫していることを意味する。

4 今後の家計と課題

(1) 人口増加に伴う公共施設整備など行政需要増加への対応



【小中学校・認可保育園の状況】

単位: 校、園、人

区 分	H23	H24	H25	H26	H27
小学校					
学校数	44	44	44	44	45
児童数	20,259	20,662	21,237	21,833	22,552
中学校					
学校数	23	23	23	23	23
生徒数	7,115	7,290	7,545	7,672	7,816
認可保育所等(区立・私立)※					
保育所数	75	76	77	86	101
定員数	7,375	7,499	7,635	8,547	9,965

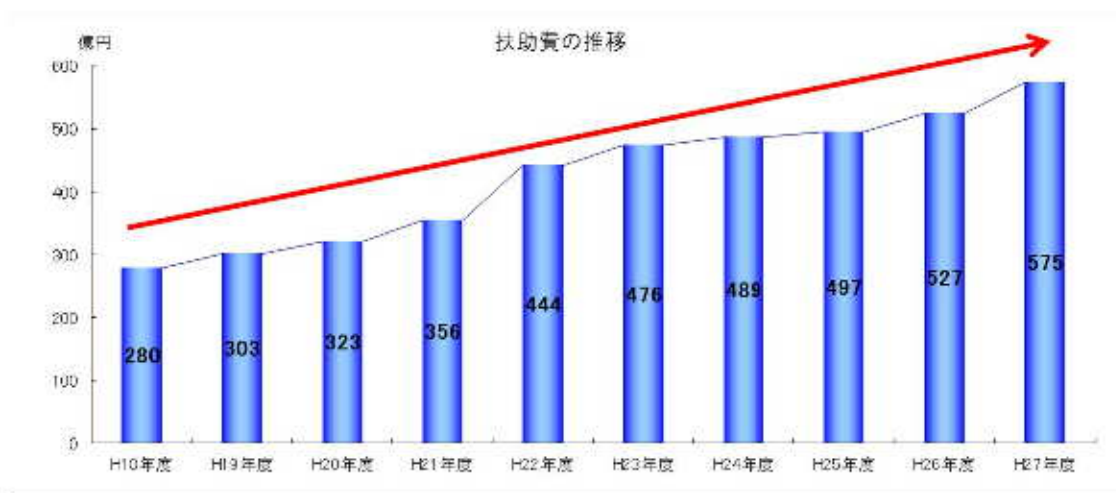
※認可保育所及び認定こども園。27年度は小規模保育所含む。

小・中学校: 各年度5月1日現在

認可保育所等: 各年度4月1日現在

人口増加に伴い、南部地域を中心に義務教育施設や保育所などの公共施設整備需要の増、ソフト面も事業規模の拡大が見込まれる。

(2) 増加する扶助費への対応



扶助費は増加を続け、区財政の30%程度を占める状況。今後も人口増加や超高齢社会の到来に伴い扶助費の伸びが想定され、財政の硬直化が課題となる。

(3) 法人住民税法人税割一部国税化の影響など、歳入環境の変化

国は 26 年度税制改正により法人住民税法人税割の一部国税化を決定した。特別区交付金の原資となっている市町村民税法人分の一部について、これまでは地方の歳入であったものを国税として吸い上げ、地域間の税源偏在是正との名目で地方交付税として再配分するものである。

【江東区への影響額】

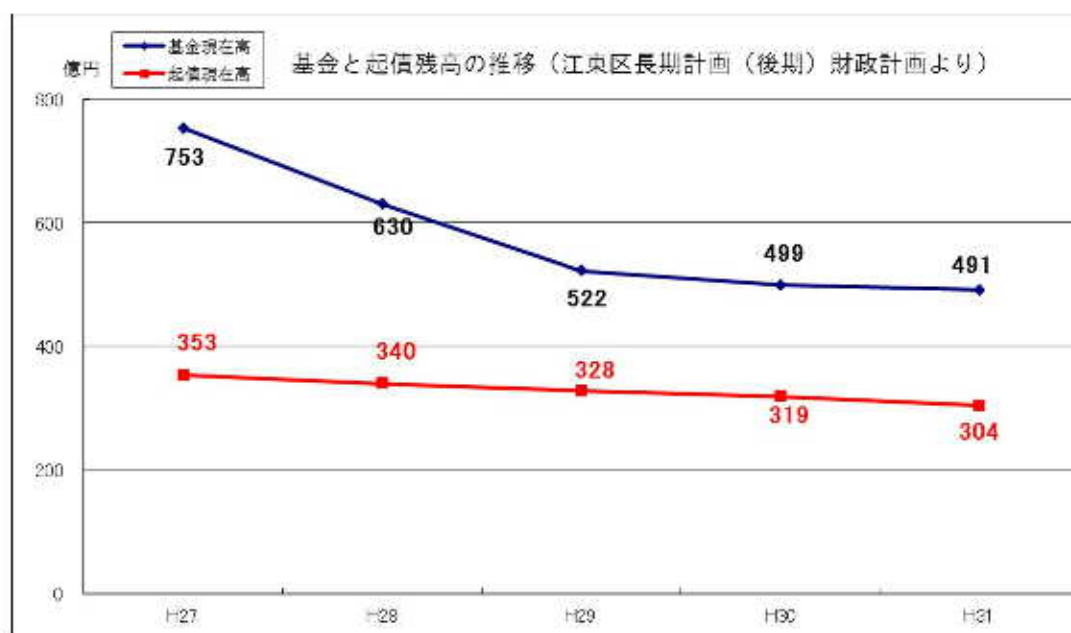
年度	東京都(※1)	特別区(※1)	江東区(※2)
H27年度	▲625億円	▲289億円	▲17億円
H28年度 (平年度)	▲1,300億円	▲600億円	▲35億円

※1：東京都「27年度予算案の概要」による。

※2：都区財政調整26年度当初算定のシェア（5.847%）により算出。

江東区への影響額は、平準化して年間 35 億円の減収と見込まれる。こうした歳入環境の変化も、家計（財政）にとって大きな影響を及ぼすこととなる。

(4) 今後の基金・起債残高



今後、新たな公共施設整備や既存施設の改築需要などにより基金・起債の活用が必要となるが、31 年度末時点で基金が起債を 187 億円上回ると見込んでいる。

しかしながら、義務教育施設をはじめ、現時点で計画化されていない公共施設等の需要も見込まれており、それらを整備した場合は起債が基金を上回ると試算している。

このため、中長期的な視点で基金と起債を計画的に活用し、安定的・継続的な区民サービスを提供できるよう家計（財政）を運営していく必要がある。